# 別紙1 参考様式

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
城里町	七会地区 〔徳蔵、小勝、塩子、上赤沢、〕 下赤沢、真端、大網	令和4年3月31日	

#### 1 対象地区の現状

422 ha
272 ha
116 ha
88 ha
19 ha

#### (備考)

④は、地区内の認定農業者、認定新規就農者等の経営改善計画書等に基づき算出しています。

# 2 対象地区の課題

水稲を中心とした農業経営であるが、鳥獣害防止対策や草刈り作業に係る負担が大きいことから後継者の確保が難しい状況である。ソバの集落営農や中心経営体による農業支援により、農作業の効率化が図られているが、進入路が確保できない農地や小面積の農地は耕作できず、遊休農地になりやすい。

また、土地改良区が存在しないため、個人だけで水路等の修繕をすることが困難である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の認定農業者、認定新規就農者等を中心経営体に位置づける。

どの集落においても担い手不足が深刻であるため、中心経営体に過度の負担がかからないよう配慮し、集積・集約が困難な農地については、共同活動等により、農地を良好な状態で維持し、新規参入者等を受け入れる体制を整える。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化 や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示 す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		農業を営む範囲		
馬 工		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	辰木で呂も戦四		
個人情報を含むため非表示								
計	17経営体		29.1 ha		48.5 ha			

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、 基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

# 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

### 【農地中間管理機構の活用方針】

- ・ 圃場が分散していると受け手が確保できないため、地域の意向を把握し、農地を まとめて農地中間管理機構に貸し付けられるようにする。
- ・制度の周知と出し手・受け手の確保に努める。

### 【経営安定、販売先の確保】

- ・良質米の生産により、農業者の経営安定を図るため、引き続き行政・農協・生産 者が一体となり、販売等の推進体制を構築していく。
- ・少面積で高収益が得られる作物(野菜、果樹、特用作物等)や畜産との複合経営 により、農業者の経営安定化を図る。
- ・農地の集積を伴わない経営体においても、飼料や資材の確保等において地域資源 を活用できるものがあれば、耕種農家と連携して産地化に取り組む。

### 【鳥獣被害防止対策】

野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、城里町鳥獣被害防止計画に基づき、集落ぐるみで鳥獣被害を防ぐ環境づくり(被害地を中心とした点検、田畑周辺の 刈払い、耕作放棄地の共同管理等)をする。

#### 【地域の共同活動】

中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の制度を活用し、地域の共同 活動を継続し、地域資源の適切な保全管理を推進する。

### 【その他】

- ・機械の共同利用、作業請負による兼業農家の負担軽減。
- ・畜産農家との連携により循環型農業を実現し、遊休農地の発生防止と荒廃農地の 解消に努める。
- ・傾斜地を利用した果樹栽培希望者など、新たな経営体の受け入れを強化する。
- ・将来を担う子どもたちに農業体験の場を提供し、後継者の育成に努める。